

稲沢市信用保証料に係る補助制度のお知らせ

稲沢市では、愛知県保証融資制度等を利用した方に対し、保証料の補助を行っています

※ 信用保証料の補助について

愛知県保証融資制度等の利用にあたっては、信用保証料を支払う必要があります。稲沢市では、保証料の負担を軽減する目的で、以下の割合で信用保証料助成を補助しております。(借り換え分は除く)。融資実行日から3ヶ月以内に下記の書類を提出してください。なお、申請にあたっては法人等の届出があること、市税に未納がないことが要件となりますのでご注意ください。

※原則、市内に主たる事業所があり、法人市民税・個人住民税の稲沢市の課税がある方が対象

<必要書類>

- ・信用保証料補助金交付申請書
- ・貸付等実行証明書
- ・補助金等交付書請求書
- ・信用保証書の写し
- ・繰上償還額が分かる明細の写し（借換の場合のみ）

※初めに、金融機関に貸付等実行証明書の作成を依頼してください

対象となる融資制度	補助率	補助上限額
小規模企業振興資金	・ 融資額 500 万以下 信用保証料の 60%	・ 補助金上限額 20 万円 ただし 100 円未満は切捨て
創業等支援資金		
セーフティネット保証	・ 融資額 500 万超 信用保証料の 30%	

※特定創業支援等事業の認定を受けた後に、対象となる融資を受けた方については、融資額に関わらず、信用保証料の補助率が 100%（上限：20 万円）となります。

※補助金交付後、繰上償還等により信用保証料の返戻金が生じた場合、補助金相当額を返還していただきます。

稲沢市役所 商工観光課 中小企業グループ

電話 (0587) 32-1332 (ダイヤルイン)

FAX (0587) 32-1240